

千葉県 の 監 査

- 平成 2 6 年度版 -

千葉県 監 査 委 員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については平成26年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成25年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね平成26年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査 - 平成 26 年度 - 目次

第 1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

第 2 監査等の結果

定期監査	4
行政監査	20
財政的援助団体等監査	22
例月出納検査	27
決算審査	28
基金運用状況審査	41
健全化判断比率等審査	42
住民監査請求	44
外部監査	45

【資料】

1 監査委員	46
2 平成 26 年度監査計画	47

(計画期間：26年9月～27年8月)

第 1 監査等の概要

1 監査等の基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき実施する。

実施に当たっては、外部監査の結果に留意し、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証を行う。

また、監査結果等の情報を県民に速やか、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

平成 26 年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	平成 26 年度の会計において、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関(各種委員会等を含む)の全て、483 機関
行政監査	平成 26 年度は、「公用車の使用、管理及び安全対策について」をテーマに実施した。	公安委員会を除いた県の全ての機関から、保有台数、稼働状況等を考慮の上、60 機関を抽出
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成 25 年度の会計において当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が 25% 以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校、県の補助金が 5 千万円以上の団体及び指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者、97 団体のうち 39 団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正かつ円滑に行われているかを中心とし、現金の出納の状況について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金の出納
決算審査	平成 26 年度の会計に係る決算書その他関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金

区分	内 容	監査対象機関等
健全化判断比率等審査	平成 26 年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行なった。	請求件数： 5 件 (うち監査実施件数 : 1 件)

【注】監査等の結果の処理

監査等（住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。）の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

(1) 区分

ア 監査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

(ウ) 指導事項

イ 検査

(ア) 指摘事項

(イ) 注意事項

ウ 審査

(ア) 改善すべき事項

(イ) 留意すべき事項

(2) 基準

ア 指摘事項

(ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

(ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

(イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

(ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

(ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

(イ) 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られ

ると認められる場合

- エ 改善すべき事項
指摘事項に準ずる。
- オ 留意すべき事項
注意事項に準ずる。

第2 監査等の結果

定期監査

1 監査の実施状況

(1) 平成 26 年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、平成 26 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

a 普通会計

- ・収入未済について
- ・契約事務等について
- ・公共事業・工事の執行について

b 公営企業会計

- ・契約事務等について
- ・工事の執行について
- ・新会計基準の適応状況について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月

(3) 監査対象は平成 26 年度の会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成 26 年 4 月 1 日現在の 483 機関の全てとした。

区分	監査計画数	監査実施機関数		
		実地監査	書面監査	計
普通会計	本 庁	102	102	102
	出先機関	341	160	181
	計	443	262	181
公営企業会計	本 庁	15	15	15
	出先機関	25	18	7
	計	40	33	7
合 計	本 庁	117	117	117
	出先機関	366	178	188
	計	483	295	188

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	102	6	31	56	0
	出先機関	341	6	69	164	0
	計	443	12	100	220	0
公営企業会計	本 庁	15	0	1	5	0
	出先機関	25	2	3	11	2
	計	40	2	4	16	2
合 計	本 庁	117	6	32	61	0
	出先機関	366	8	72	175	2
	計	483	14	104	236	2

(2) 主な事項

ア 指摘事項

(ア) 普通会計 12 件

- a 収入未済について、解消のため徴収対策に万全を期すことを求めたもの・・・3件（健康福祉部児童家庭課、中央児童相談所、柏児童相談所）
- b 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件（健康福祉部障害福祉課、流山区画整理事務所）
- c 所得税の源泉徴収について、適正な事務手続を求めたもの・・・2件（教育庁企画管理部財務施設課、警察本部）
- d 調定の欠落について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（夷隅土木事務所）
- e 障害者手帳の交付について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（健康福祉部障害福祉課）
- f 通帳や現金等について、適正な管理を求めたもの・・・1件（環境生活部水質保全課）
- g 結核患者の入院勧告等の事務処理について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（市原健康福祉センター）
- h 工事の設計について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（君津土木事務所）

(イ) 公営企業会計 2 件

- a 受託研究費について、適正な会計処理を求めたもの・・・1件（病院局がんセンター）
- b 通帳や現金等について、適正な管理を求めたもの・・・1件（病院局がんセンター）

イ 注意事項

(ア) 普通会計 100 件

- a 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・23件（健康福祉部健康づくり支援課、健康福祉部児童家庭課、健康福祉部医療整備課、農林水産部農地・農村振

興課、農林水産部畜産課、県土整備部都市整備局住宅課、教育庁教育振興部指導課、東葛飾地域振興事務所、保健医療大学、産業支援技術研究所、山武土木事務所、夷隅土木事務所、船橋啓明高等学校、葛南土木事務所、柏土木事務所、柏区画整理事務所、山武健康福祉センター、市川健康福祉センター、香取健康福祉センター、成田土木事務所、君津土木事務所、千葉土木事務所、安房土木事務所)

- b 収入未済の解消を求めたもの・・21件(健康福祉部児童家庭課、環境生活部廃棄物指導課、商工労働部経営支援課、農林水産部団体指導課、農林水産部安全農業推進課、県土整備部都市整備局住宅課、教育庁企画管理部財務施設課、山武農業事務所(2)、香取農業事務所、山武土木事務所、東上総児童相談所、印旛農業事務所、南部林業事務所、印旛土木事務所、印旛健康福祉センター、長生健康福祉センター、市川児童相談所、富浦学園、海匝農業事務所、銚子漁港事務所)
- c 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・13件(総合企画部空港地域振興課、防災危機管理部危機管理課、北部家畜保健衛生所、水産情報通信センター、さわやかちば県民プラザ、中央博物館、市川東高等学校、八日市場特別支援学校、君津児童相談所、柏土木事務所、市川警察署、船橋警察署(2))
- d 所得税の源泉徴収について、適正な事務手続を求めたもの・・12件(総務部総務課、環境生活部大気保全課、農林水産部畜産課、県土整備部道路環境課、県土整備部都市整備局公園緑地課、香取農業事務所、柏井高等学校、八街高等学校、銚子商業高等学校、安房特別支援学校、印旛土木事務所、葛南港湾事務所)
- e 財産の管理について、適正な事務手続を求めたもの・・9件(県土整備部用地課、県土整備部港湾課、県土整備部都市整備局住宅課、夷隅土木事務所、木更津港湾事務所、市川東高等学校、畜産総合研究センター、成田土木事務所、長生土木事務所)
- f 個人情報情報の紛失や流出について、再発防止を求めたもの・・5件(教育庁教育振興部体育課、葛南地域振興事務所、成東高等学校、香取健康福祉センター、長生健康福祉センター)
- g 調定の遅延や欠落について、適正な事務手続を求めたもの・・5件(松戸向陽高等学校、木更津港湾事務所、葛南土木事務所、君津土木事務所、千葉土木事務所)
- h 債権について、適正な管理を求めたもの・・・・2件(健康福祉部医療整備課、君津土木事務所)
- i その他・・10件
(防災危機管理部消防課、健康福祉部疾病対策課、健康福祉部児童家庭課、健康福祉部障害福祉課、健康福祉部薬務課、浦安高等学校、湖北特別支援学校、柏区画整理事務所、茂原県税事務所、自動車税事務所)

(イ) 公営企業会計 4件

- a 未収金について、適切な処理を求めたもの・・1件(病院局救急医療センター)
- b 土地等の貸付けについて、適正な対応を求めたもの・・1件(企業庁管理・工業用水部財務課)
- c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・1件(病院局がんセンター)

- d 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（病院局循環器病センター）

ウ 意見

(ア) 公営企業会計 2件

- a 資産の管理について、適正な処理を求めたもの・・・1件（病院局こども病院）
- b 病院の改革等、適正な医療の管理を求めたもの・・・1件（病院局がんセンター）

3 指摘事項・注意事項・意見

(1) 指摘事項

ア 普通会計 12件

	機 関 名	事 項
1	中央児童相談所	<p>民生費負担金（児童措置費負担金）については、主務課との共同による滞納処分を行っているものの、平成 26 年 9 月現在で 31,799,062 円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の早期解消には主務課のより積極的な対応が望まれるところであり、主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。</p>
2	夷隅土木事務所	<p>道路使用料について、1 件 115,746 円の調定が欠落していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。</p>
3	柏児童相談所	<p>民生費負担金（児童措置費負担金）については、主務課との共同による滞納処分を行っているものの、平成 26 年 11 月末現在で 26,402,070 円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の早期解消には主務課のより積極的な対応が望まれるところであり、主務課との連携強化を図り効果的な対策に取り組むなど、徴収対策に万全を期すこと。</p>
4	健康福祉部児童家庭課	<p>特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）343,430,812 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の解消に向けては新たな取組が認められるが、収入未済は依然として増加していることから、速やかな解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付けに当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めること。</p>

5	健康福祉部障害福祉課	身体障害者手帳の交付事務において、障害種別等の記載を誤った事例が 98 名分にも及び、また、県が損害を賠償すべき事例が認められたことは、県民の信頼を失うことになったため、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
6		需用費の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件 (720 円) 負担金・補助及び交付金等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 23 件 (158,751,870 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
7	環境生活部水質保全課	帰属が不明な預金通帳 (1 冊 327,728 円) 現金 (3,748 円) 商品券等の金券が発見されたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、通帳や現金等の適正な管理を徹底し、再発防止に努めること。
8	教育庁企画管理部財務施設課	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が 18 件 (10,526,631 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
9	警察本部	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が 5 件 (2,947,441 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
10	市原健康福祉センター	結核患者の入院勧告等について、平成 25 年度の注意事項にもかかわらず、平成 26 年度においても同様の事務手続で遅延が発生したことは大変遺憾であり、県民の信頼を失うことになることから、今後は再発防止を徹底し更なる対策を講じること。
11	君津土木事務所	詳細設計が平成 24 年 3 月版道路橋示方書の基準を満たすことを確認せず本工事を発注したため、工事完了後に詳細設計の見直しをすることになったことから、今後は適正な事務手続を行うこと。また、早急に詳細設計の検証を行うこと。
12	流山区画整理事務所	使用料及び賃借料等の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 4 件 (24,426,534 円) 補償・補てん及び賠償金等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 540 件 (558,107,623 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 公営企業会計 2件

		事 項
1		受託研究費については、医業外収益及び医業外費用として計上すべきものであることから、今後は、損益計上すべき間接経費の収益計上及び費消分の費用計上を簿外扱いとせず、適切に会計処理を行うこと。
2	病院局がんセンター	帰属不明で規定にない預金通帳 1 冊残高 4,560,782 円、現金 102,184 円、タクシークーポン 41 冊 29 万円分が発見された。これらは長期間にわたり放置されたまま適切な管理が行われていなかった。今後は、再発防止に向けた取組を徹底するとともに、規定にない現金等は適切な処理を行うこと。

(2) 注意事項

ア 普通会計 100件

	機 関 名	事 項
1	松戸向陽高等学校	奨学資金貸付金の延滞利息について、2件2,300円の調定が欠落していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
2	東葛飾地域振興事務所	使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が3件(1,771,236円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
3	葛南地域振興事務所	旅券の更新手続において、県に提出された旧旅券及び新たに作成した旅券を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。
4	保健医療大学	役務費等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が12件(166,250円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
5	産業支援技術研究所	役務費の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が2件(13,452円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

6	山武農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等については、平成 26 年 8 月末現在で 18,006,535 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
7		雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）については、平成 26 年 8 月末現在で 180,461,400 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
8	香取農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等については、平成 26 年 8 月末現在で 17,903,712 円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
9		報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が 2 件（125,583 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
10	北部家畜保健衛生所	特定家庭用機器廃棄物の処理（洗濯機の廃棄 2,592 円）について、特定家庭用機器再商品化法で規定する処理業者に依頼していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
11	水産情報通信センター	特定家庭用機器廃棄物の処理（冷蔵庫の廃棄 4,968 円）について、特定家庭用機器再商品化法で規定する処理業者に依頼していない事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
12	山武土木事務所	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）については、平成 26 年 8 月末現在で 881,168,872 円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
13		負担金・補助及び交付金等の執行について、支出負担行為が 1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 20 件（105,515,764 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
14	夷隅土木事務所	興津港における漁船等による港湾施設の使用について、使用許可手続がなされていない事例が認められたことから、主務課と連携して対応を検討し、今後は適正な管理を行うこと。
15		工事請負費の執行について、支出負担行為が 1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 1 件（3,672,000 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
16	木更津港湾事務所	上総湊港における漁船等による港湾施設の使用について、使用許可手続がなされていない事例が認められたことから、主務課と連携して対応を検討し、今後は適正な管理を行うこと。
17		土地貸付料について、調定が 1 か月以上遅延している事例が 3 件（10,667,258 円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

18	さわやかちば県民プラザ	産業廃棄物の処分が発生する料理室グリストラップ清掃業務委託（67,500円）の契約手続について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
19	中央博物館	産業廃棄物の処分が発生する大多喜城分館地下タンク清掃業務委託（60,480円）の契約手続について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
20	柏井高等学校	報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が1件（849,472円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
21	船橋啓明高等学校	委託料等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が14件（6,743,795円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
22	市川東高等学校	学校施設の管理について、部活動関係団体により設置されたと推測される工作物（ベンチ小屋）を、施設管理者としての適正な管理が行われないうまま、長期間、生徒等に使用させていた事例が認められた。 安全管理に適正を欠くことから、早急に改善を図ること。
23		産業廃棄物の処理（製氷機の廃棄16,200円）について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者に依頼していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
24	浦安高等学校	生徒の保護者から徴収した学校徴収金2,286,430円を目的外の用途に使用した事例が認められた。 今後は、学校徴収金の会計事務において公費に準じた事務処理体制を整備し、再発防止に努めること。
25	八街高等学校	報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が1件（1,291,565円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
26	銚子商業高等学校	報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が4件（721,169円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
27	成東高等学校	生徒の個人情報情報を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講ずること。

28	湖北特別支援学校	日々雇用職員の賃金について、10,603円の不足払いが認められたことから、今後は適正な事務処理を行うこと。
29	八日市場特別支援学校	スクールバス運転等業務委託契約の発注に当たり、入札参加資格を有しない者を入札に参加させ、落札決定後に入札を取り消した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
30	安房特別支援学校	報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が5件(663,508円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
31	東上総児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、平成26年10月末現在で17,736,440円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、引き続き主務課と連携して徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
32	君津児童相談所	産業廃棄物の処分が発生する厨房グリストラップ清掃業務(16,200円)の契約手続について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
33	印旛農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入については、平成26年11月末現在で15,456,000円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
34	畜産総合研究センター	行政財産使用許可に伴う土地使用料について、2分の1以内の額を免除すべきところ、全額免除していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
35	南部林業事務所	特別会計林業・木材産業改善資金貸付金元利収入については、平成26年10月末現在で38,810,000円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
36	葛南土木事務所	河川水面使用料等について、調定が3か月以上遅延している事例が2件(847,340円)、1か月以上遅延している事例が4件(201,623円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
37		補償・補てん及び賠償金等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が29件(33,482,754円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

38	印旛土木事務所	道路占用許可及び河川水面占用許可に伴う使用料 2,983,157 円の収入未済について、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し早期解消に努めること。
39		報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が 2 件 (255,195 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
40	柏土木事務所	工事請負費の執行について、支出負担行為が 6 か月以上遅延している事例が 1 件 (150,000,000 円) 委託料等の執行について、1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 4 件 (5,553,350 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
41		産業廃棄物の処分が発生する県単道路修繕委託 (186,840 円) の契約手続について、産業廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可を受けていない者を契約者としていた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
42	葛南港湾事務所	報酬・料金等の支払について、源泉所得税の徴収が漏れている事例が 2 件 (464,311 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
43	柏区画整理事務所	県単つくばエクスプレス沿線整備工事(造成 182 街区)について、積算金額の誤り (410,400 円) が認められたことから、今後は適正な積算を行うこと。
44		工事請負費等の執行について、支出負担行為が 1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 33 件 (597,171,251 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
45	市川警察署	プロパンガスの供給を受けるに当たり、単価契約を締結せずに 2 か月 3,024 円分を使用し支出した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
46	船橋警察署	産業廃棄物の処分を含む粗大ゴミ及び金属くず処理業務委託 (55,512 円) について、産業廃棄物としての処分がされていない事例が認められたことから、今後は適正な契約事務手続及び履行確認を行うこと。
47		電球交換業務(契約単価 1,080 円、年間予定数量 14 回)及びプロパンガス供給従量料金(契約単価 465 円、年間予定数量 32 m ³)について、予定価格を超えた金額で契約を締結していた事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

48	総務部総務課	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が1件(66,365円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
49	総合企画部空港地域振興課	委託料の執行について、積算金額の誤り(51,514円)が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
50	防災危機管理部危機管理課	工事請負契約の執行に当たり、最低制限価格の設定誤りにより契約を解除した事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
51	防災危機管理部消防課	県の消防関係業務と消防協会の支部業務につき明確に区分けした上、消防協会の支部業務については、適切に職務専念義務免除申請を行い、業務に従事するよう実務を変更し、各地域振興事務所を指導すること。
52	健康福祉部健康づくり支援課	使用料及び賃借料の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(31,500円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
53	健康福祉部疾病対策課	特定医療に係る医療保険の所得区分(通知)を発送したところ、41名分について住所のうちマンション名等一部を誤っていたことは、県民の信頼を失うことになったため、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
54	健康福祉部児童家庭課	小児慢性特定疾病医療受給者証の記載事項が誤ったものを交付したことは、県民の信頼を失うことになったため、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
55		雑入(児童扶養手当返還金及び求償金)15,762,270円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
56		負担金・補助及び交付金等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が18件(358,975,096円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
57	健康福祉部障害福祉課	精神保健福祉事業の措置入院に係る事務において、精神保健指定医の指定を受けていない医師に措置診察を命令していたことは、県民の信頼を失うことになったため、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

58	健康福祉部医療整備課	委託料の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(507,000円)、負担金・補助及び交付金等の執行について、1か月以上6か月未満遅延している事例が10件(167,028,249円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
59		理学療法士等修学資金貸付金について、貸付対象者不明の状況が認められたことから、今後は適正な債権管理を行うこと。
60	健康福祉部薬務課	報償費の執行に当たり、相手方を誤って支払った事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
61	環境生活部大気保全課	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が1件(255,250円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
62	環境生活部廃棄物指導課	雑入(行政代執行費用等原因者償還金)773,372,474円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
63	商工労働部経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入(償還金等)142,569,718円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
64	農林水産部団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入(就農支援資金貸付金返納)7,848,500円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
65	農林水産部農地・農村振興課	役務費等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が3件(195,408円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
66	農林水産部安全農業推進課	雑入(補助金返還金)16,296,000円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
67	農林水産部畜産課	負担金・補助及び交付金の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(194,000,000円)、委託料等の執行について、1か月以上6か月未満遅延している事例が3件(1,363,800円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
68		委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が1件(63,000円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
69	県土整備部用地課	所管する普通財産について、14筆7,141.73平方メートルが不法占有の状況にあることから、今後は適正な対策を講じること。

70	県土整備部道路環境課	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が 2 件 (30,630 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
71	県土整備部港湾課	漁船等が使用許可を受けずに港湾施設を使用していることに対し、主務課として港湾管理条例に抵触している状況を解消させること。
72	県土整備部都市整備局公園緑地課	委託料の支払について、所得税の源泉徴収が漏れている事例が 1 件 (665,487 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
73	県土整備部都市整備局住宅課	土木使用料 (県営住宅使用料) 368,752,038 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
74		負担金・補助及び交付金等の執行について、支出負担行為が 1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 10 件 (420,688,411 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
75		県営住宅において、管理瑕疵のため、人身事故が発生していることから、今後は、このような事故が二度と発生しないよう、再発防止に向けた対策を確実に実施すること。
76	教育庁企画管理部財務施設課	特別会計奨学資金の雑入 (奨学資金貸付金返納等) 41,367,234 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
77	教育庁教育振興部指導課	委託料等の執行について、支出負担行為が 1 か月以上 6 か月未満遅延している事例が 6 件 (881,548 円) 認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
78	教育庁教育振興部体育課	県ホームページに東京オリンピック強化指定選手 344 名の自宅住所等を掲載したことは、県民の信頼を失うことになったため、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
79	茂原県税事務所	軽油等の抜取調査において、物損事故が発生した事例が認められたことから、今後は、このような事態が二度と発生しないよう、再発防止に向けた対策を確実に実施すること。
80	自動車税事務所	納税が済んでいたものについて誤って督促状を発付しており、県民の信頼を失うことになったことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

81	山武健康福祉センター	委託料の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が2件(132,300円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
82	市川健康福祉センター	負担金・補助及び交付金の執行について、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が4件(895,822円)、負担金・補助及び交付金等の執行について、1か月以上6か月未満遅延している事例が9件(1,808,643円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
83	印旛健康福祉センター	雑入(生活保護費弁償金及び特別障害者手当過誤払金)については、平成27年2月末現在で8,790,644円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
84	香取健康福祉センター	個人の健康情報が記載された書類が所在不明となっており、県民の信頼を失うことになったことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
85		委託料の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が1件(4,948円)認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
86	長生健康福祉センター	難病医療費助成の申請手続において個人情報紛失し、県民の信頼を失うことになったことから、今後は、このような事態を二度と発生させないよう、再発防止に向けた対策を講じること。
87		雑入(生活保護費弁償金等)については、平成27年2月末現在で14,284,902円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
88	市川児童相談所	民生費負担金(児童措置費負担金)については、平成26年12月末現在で21,721,834円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
89	富浦学園	民生費負担金(児童福祉施設費負担金)については、平成26年12月末現在で7,089,290円と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、引き続き主務課と連携して徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
90	海匠農業事務所	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等については、平成27年1月末現在で24,051,231円と多額の収入未済が認められることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

91	銚子漁港事務所	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）については、平成27年2月末現在で145,706,658円と多額の収入未済が認められることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
92	成田土木事務所	負担金・補助及び交付金等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が55件（141,553,948円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
93		道路の使用に当たり、許可なく使用させている事例が認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
94	長生土木事務所	道路使用料について、使用料の算定を誤った事例が4件（156,240円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
95	君津土木事務所	河川水面使用料等について、調定が1か月以上遅延している事例が197件（14,181,681円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
96		委託料等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が47件（643,453,648円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
97		債務者死亡による相続確認を十分に行わず不納欠損処理をしていたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
98	千葉土木事務所	河川水面使用料について、調定が1か月以上遅延している事例が3件（955,869円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
99		委託料等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が38件（281,256,300円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
100	安房土木事務所	工事請負費等の執行について、支出負担行為が1か月以上6か月未満遅延している事例が15件（135,504,160円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

イ 公営企業会計 4件

	機 関 名	事 項
1	企業庁管理・工業用水部財務課	土地等の貸付けに当たっては、貸付料の減免額の縮減を図ること。 また、貸付料を免除して長期間貸し付けている土地等については、返還を求め、返還された土地等について、売却を行うなど適正な対応を図ること。

2	病院局がんセンター	支出事務において、二重払いを行い支出の相手方から戻入させている事例が2件見受けられたことから、適切に支出事務を行うこと。
3	病院局救急医療センター —	過年度医業未収金（患者自己負担分）については、平成26年12月末現在50,576,021円と多額であることから、引き続き発生防止の徹底と回収対策の強化を図り、縮減に努めること。
4	病院局循環器病センター —	委託料の執行について、予算執行の決裁が6か月以上遅延している事例が1件（21,600,000円）、1か月以上6か月未満遅延している事例が1件（11,025,000円）認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。

(3) 意見

ア 公営企業会計 2件

	機 関 名	事 項
1	病院局がんセンター	第三者検証委員会の提言を踏まえて、がんセンターの改革案を早期にとりまとめ、これを迅速かつ確実に実行するための行程表を策定し、県民からの信頼回復に向けて、質の高い医療を安心して受けられる病院となるよう、継続的、計画的な改革に努めること。
2	病院局こども病院	貯蔵品及び固定資産について、規程に定められた時期に棚卸、実査を確実にを行い、その数量・価額を適切に把握し、適正な管理を行うよう努めること。

1 行政監査の実施状況

(1) 行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうかについて監査を行うものであり、平成 26 年度は次のテーマにより実施した。

監査のテーマ：「公用車の使用、管理及び安全対策について」

(2) 監査の実施時期

平成 26 年 8 月から平成 27 年 3 月

(3) 県の機関には多数の公用車が配置され、維持管理等に多額な経費を要し、交通事故も後を絶たない状況であることから、公用車の使用、管理等の状況を検証し、今後の事務改善に資することを目的として監査を実施した。

2 監査の結果

全ての機関（公安委員会を除く。）に対して行った予備調査の結果を基に、平成 25 年度における公用車の効率的な使用（稼働率）、適切な配置や更新、安全対策の取組、自家用自動車の使用状況等を考慮の上、監査対象 60 機関を抽出し、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施した。その結果、効率的、効果的な公用車の使用、管理等について、以下の意見を付した。

【意見の概要】

(1) 稼働率の向上について

過去数年に渡り稼働率が低い車両は、個々に必要性を検証し、業務に支障がないと判断されるものについては、保管換え又は売却、廃車などを検討されたい。

また、個々の機関で対応が困難な車両の再配置等については、全庁的な対応を進め、公用車の更なる有効活用に努められたい。

(2) 公用車の点検及び整備について

定期点検及び日常点検を適正に実施していない機関があったことから、その重要性を再認識し、法令、要綱に沿った適正な点検を実施されたい。（点検整備）

公用車の使用等に関する帳簿が未作成な機関があったことから、適正に作成されたい。また、要綱等に一部実情と乖離しているものが見受けられるので、見直しを検討されたい。（帳簿の作成）

(3) 公用車の適正な更新について

公用車の適正な更新は交通事故防止等の効果があり、点検整備に関する情報の把握は、公用車

を管理する上で有用であることから、適切な更新計画の作成が望まれる。

(4) 公用車の保管状況について

車両を屋外に保管している一部の機関では、器物破損事件も発生していることから、防犯対策を徹底するよう留意されたい。(公用車の保管)

公用車の鍵は、不正使用の防止などから一括管理することが望ましいが、業務の性質上、担当部署ごとに保管している機関では、不正使用、盗難防止等に一層留意されたい。(鍵の保管)

(5) リース車両の導入について

公用車の更新に当たっては、リース車両の導入について、そのメリット・デメリットを勘案して検討されたい。

(6) 安全運転管理者の選任について

安全運転管理者を選任していない機関が見受けられたので、確実に選任されたい。また、「安全運転管理者制度」の周知・徹底を図られたい。

(7) 安全運転指導について

交通安全教育として、職場内研修会を実施していない機関が見受けられる。実効性のある研修会を実施することが望まれる。

(8) 事故初動マニュアル等の携帯について

交通事故に対処するため、事故初動マニュアル等を携帯するなどの対策を取っている機関も見受けられた。今後も、リスク管理の意識を持ち、適切な対応が図られるよう努められたい。

(9) 自家用自動車の公務使用の承認について

一部の機関で要綱に基づいた手続が行われていなかったことから、適正な手続を行った上で、自家用自動車を公務に使用するよう努められたい。

(10) エコカーの導入について

十分に活用されていない状況も見受けられるので、導入については、配置場所等を踏まえ、より効果的なものとなるよう進められたい。

財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成 25 年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

平成 26 年 9 月から平成 27 年 8 月

(3) 監査対象は平成 25 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、県の出資率が 25 パーセント以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資団体 県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校 県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く） 指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く）とし、そのうち 39 団体について監査した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資団体	33	18	2	20
私立高等学校	28	6	5	11
その他の援助 （補助）団体	19	4	0	4
指定管理者	17	4	0	4
計	97	32	7	39

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資団体	20	4	7	1	1
私立高等学校	11	0	4	2	0
その他の援助 (補助) 団体	4	0	0	0	0
指定管理者	4	0	0	1	1
計	39	4	11	4	2

(2) 主な事項

ア 指摘事項

(ア) 出資団体 4件

- a 経営状態の改善を求めたもの・・・2件（東葉高速鉄道株式会社、千葉県住宅供給公社）
- b 事業損失の改善を求めたもの・・・1件（千葉県住宅供給公社）
- c 会計処理の適正化を求めたもの・・・1件（千葉県消防協会）

イ 注意事項 11件

(ア) 出資団体

- a 未収金の早期回収を求めたもの・・・2件（公益財団法人千葉県産業振興センター、千葉県住宅供給公社）
- b 財務諸表の正確性を求めたもの・・・2件（一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター、千葉県消防協会）
- c 調定額の誤り等について、適正な事務手続を求めたもの・・・1件（千葉県道路公社）
- d 経営状態の改善を求めたもの・・・1件（いすみ鉄道株式会社）
- e 会計処理の適正化を求めたもの・・・1件（千葉県消防協会）

(イ) 私立高等学校

- a 予算管理の適正化を求めたもの・・・4件（学校法人鎌形学園東京学館船橋高等学校、学校法人日本大学第一学園千葉日本大学第一高等学校、学校法人日本体育大学柏日体高等学校、学校法人千葉敬愛学園千葉敬愛高等学校）

ウ 意見 2件

(ア) 出資団体

- a 会計処理の適正化を求めたもの・・・1件（千葉県消防協会）

(イ) 指定管理者

- a 指定管理の協定内容の見直しを求めたもの・・・1件（教育振興財団グループ）

3 指摘事項・注意事項・意見

(1) 指摘事項

(出資団体) 4 件

	事 項	
1	東葉高速鉄道株式会社	平成 25 年度決算において、当期純利益を計上したものの、依然として 290 億 9,539 万円余りの債務超過となるなど、極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。
2	千葉県住宅供給公社	平成 25 年度決算において、6 億 37 万円余りの当期純利益を計上したものの、依然として 47 億 6,583 万円余りの債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。
3		調停に代わる決定の際に策定された特定優良賃貸住宅の事業計画では、平成 17 年度以降収支均衡をさせることとしていたが、平成 25 年度決算においても、特定優良賃貸住宅事業のうち一括借上方式の事業損失が、4 億 4,909 万円余り認められることから、改善を図ること。
4	千葉県消防協会	長年にわたり、会計知識の不足から一部事業を簿外で会計処理してきたため、決算などが正しく行われてこなかった。今後は、再発防止に向けた取組を徹底し、適正な会計処理を行うこと。

(2) 注意事項

(出資団体) 7 件

	事 項	
1	千葉県道路公社	道路占用料について、道路占用料調定額の誤りの事例が、単価誤り 14 件、延長誤り 2 件、計算誤り 2 件、調定漏れ 2 件の計 20 件認められたことから、今後は適正な事務手続を行うこと。
2	いすみ鉄道株式会社	平成 25 年度決算において、当期純損失を計上し、出資額 2 億 6,900 万円に対し、株主資本が 1 億 3,184 万円余りと大幅に減少していることから、更なる経営の改善に努めること。
3	一般財団法人千葉県勝浦海中公園センター	平成 25 年度会計に係る財務諸表において、会計区分間における内部貸借取引の残高を計上するなど、財務諸表に不備が見受けられたことから、今後は財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表を作成すること。

4	公益財団法人 千葉県産業振興センタ ー	平成 25 年度決算において、設備貸与事業、機械類貸与事業、成長企業設備貸与事業及び設備資金貸付事業における未収貸付料等は、前年度より 8,274 万円余り減少しているものの、依然として 2 億 8,531 万円余りと多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。
5	千葉県住宅供給公社	平成 25 年度決算において、賃貸管理事業における未収家賃等が、前年度に比較し 8,240,330 円減少したものの、依然として 66,990,794 円認められることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。
6	千葉県消防協会	平成 25 年度会計に係る財務諸表において、流動資産の部の普通預金勘定の中に定期預金 30 万円を混在して記載するなど、財務諸表に不備が見受けられたことから、今後は財務諸表の重要性を認識し、正確な財務諸表を作成すること。
7		総勘定元帳の記録と、預金通帳の記録を比較したところ、会計処理日付と入出金日が不一致となっている事例が見受けられたことから、今後は会計事務処理の重要性を認識し、日々の事務処理の正確性を確保すること。

(私立高等学校) 4 件

	事	項
1	学校法人鎌形学園 東京学館船橋高等学校	経理規程に定める手続を踏むことなく、予算を超過した支出が認められたことから、今後は適正に予算管理を行うこと。
2	学校法人日本大学第一 学園千葉日本大学第一 高等学校	経理規程に定める手続を踏むことなく、予算を超過した支出が認められたことから、今後は適正に予算管理を行うこと。
3	学校法人日本体育大学 柏日体高等学校	経理規程に定める手続を踏むことなく、予算を超過した支出が認められたことから、今後は適正に予算管理を行うこと。
4	学校法人千葉敬愛学園 千葉敬愛高等学校	経理規程に定める手続を踏むことなく、予算を超過した支出が認められたことから、今後は適正に予算管理を行うこと。

(2) 意見

(出資団体) 1 件

	事	項
1	千葉県消防協会	職員給与規程に基づき、職員に対して期末手当を支給しているが、翌事業年度に職員に対して支給する期末手当の見積額のうち、当事業年度の負担に属する部分の金額は、賞与引当金として負債の部に計上されたい。

(指定管理者) 1件

	事	項
1	教育振興財団グループ (施設名 千葉県立鴨川青年の家)	管理運営に関する協定書における施設・設備の損傷に関する危険負担について、「極めて小規模なもの」は、指定管理者側が対応する旨規定されているが、明確な基準とは言い難いので、県と指定管理者間で改めて危険負担の範囲等について協議し、明文化すること。

例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成 26 年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

平成 26 年度 千葉県一般会計
平成 26 年度 千葉県特別会計財政調整基金
平成 26 年度 千葉県特別会計県債管理事業
平成 26 年度 千葉県特別会計地方消費税清算
平成 26 年度 千葉県特別会計自動車税証紙
平成 26 年度 千葉県特別会計市町村振興資金
平成 26 年度 千葉県特別会計公営競技事業
平成 26 年度 千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
平成 26 年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
平成 26 年度 千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
平成 26 年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
平成 26 年度 千葉県特別会計工業団地整備事業
平成 26 年度 千葉県特別会計就農支援資金
平成 26 年度 千葉県特別会計営林事業
平成 26 年度 千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
平成 26 年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
平成 26 年度 千葉県特別会計流域下水道事業
平成 26 年度 千葉県特別会計港湾整備事業
平成 26 年度 千葉県特別会計土地区画整理事業
平成 26 年度 千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の手続

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、関係諸帳簿、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算については、関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、決算に関する計数はいずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行については、一部に改善すべき事項等が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

なお、平成 26 年度においては、需用費等に係る不適正な経理処理は認められなかった。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

平成 26 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 1,692 億 890 万余円 (7.0 パーセント) 増加し、2 兆 5,884 億 6,177 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 1,669 億 8,620 万余円 (7.0 パーセント) 増加し、2 兆 5,550 億 5,128 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 63 億 8,498 万余円、特別会計では 112 億 9,137 万余円の黒字となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 174 億 324 万余円 (1.1 パーセント) 増加し、1 兆 6,363 億 5,427 万余円となった。

この主な要因は、県税が 438 億 1,413 万余円、地方譲与税が 165 億 8,384 万余円、使用料及び手数料が 40 億 3,598 万余円増加した一方、諸収入が 220 億 3,599 万余円、国庫支出金が 202 億 3,673 万余円、繰入金が 44 億 451 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 15 億 9,180 万余円減少し、平成 26 年度末現在は 313 億 3,821 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 26 億 3,843 万余円 (8.6 パーセント) 減少しているものの、281 億 5,778 万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 153 億 7,472 万余円 (1.0 パーセント) 増加し、1 兆 6,173 億 978 万余円となった。

この主な要因は、警察費が 188 億 5,895 万余円、教育費が 167 億 8,554 万余円、民生費が 127 億 5,284 万余円それぞれ増加し、商工費が 166 億 6,120 万余円、総務費が 150 億 2,421 万余円、衛生費が 69 億 7,910 万余円、土木費が 38 億 4,741 万余円それぞれ減少したことなどによるものである。

d 特別会計について

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 1,518 億 566 万余円 (19.0 パーセント) 増加し、9,521 億 750 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が1,147億3,640万余円、特別会計県債管理事業が246億2,024万余円増加したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して1億863万余円（17.6パーセント）増加し、7億2,472万余円となった。

収入未済の主なものは、特別会計母子父子寡婦福祉資金が前年度と比較して107万余円（0.3パーセント）増加して、3億9,233万余円、特別会計小規模企業者等設備導入資金が前年度と比較して9,698万余円（212.8パーセント）増加して、1億4,256万余円などとなっている。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して1,516億1,148万余円（19.3パーセント）増加し、9,377億4,149万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が1,172億3,851万余円、特別会計県債管理事業が246億2,024万余円増加したことなどによるものである。

（イ）意見

a 今後の財政運営について

平成26年度の一般会計の決算は、歳入については、景気回復や消費税率の引上げに伴う県税収入等の増、歳出については、給与の減額措置終了による増のほか、社会保障関係経費が増加している。

今後も高齢化の進展などにより、社会保障関係経費、公債費など義務的経費の増加も続き、また、老朽化する県有施設の更新も想定されるなど、厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

一方で、地方創生に向けた取組や東京オリンピック・パラリンピックを契機とした経済活性化の取組を着実に実施する必要がある。財政運営においては、自主財源を中心とした歳入の確保や徹底した事務事業の見直しなどにより、計画的な財政の健全化に向けた取組を進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が281億5,778万余円と多額であり、また、不納欠損額が24億9,661万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、個人県民税の特別徴収推進などによる徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、31億8,042万余円と多額であり、また、不納欠損額が1億2,942万余円であることから、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針（平成24年1月27日）」に基づき、法的措置を含めた回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

また、回収の可能性の低い債権に対しては、適切な時期に見極めを行い、適切に債権放棄を行うことも必要である。このため、県として現在検討している債権管理基準等を取りまとめ、債権放棄に係る基準の明確化などについての全庁的な基準を早急に策定されたい。

収入未済の主なもの

- ・雑入（行政代執行費用等原因者償還金） 7億7,337万2,474円
- ・土木使用料（県営住宅使用料） 3億6,875万2,038円

(c) 県債については、建設地方債等の残高は平成17年度から減少しているものの、地方創生に向けた取組や東京オリンピックの開催に伴う環境の整備などにも適切に対応できるよう県債の計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、厳しい財政状況の下でも、安全・安心、医療・福祉、防災など「くらし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実行していくため、平成25年度に策定した「千葉県行政改革計画・財政健全化計画」を踏まえ、徹底した事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で369億1,852万余円と多額であり、そのうち土木費が63.6パーセントに当たる234億6,526万余円となっている。

繰越額は、前年度と比較すると減少しているものの、依然として多額である。

歳出予算については、本来当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に、繰越しの縮減に努めるとともに、徹底した経費の節減を図ることはもとより歳入予算に見合った計画的な予算執行を図られたい。さらに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図られたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進されたい。

また、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理についても十分な監督・指導を行われたい。

h 内部統制について

帰属が不明な預金通帳や現金の発見など不適正な事例が認められたことから、適正な経理処理及び事務執行のため、職員のコンプライアンス意識を徹底するとともに、組織としての取組や体制を確立し、かつ適正な運用を図るなど、内部統制機能の一層の充実に努められたい。

(ウ) 改善又は留意すべき事項

a 改善すべき事項（収入未済2件）

	機 関 名	改 善 す べ き 事 項
1	健康福祉部 児童家庭課	<p>特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）392,330,053円（うち、かい分48,899,241円）の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加している状況にある。</p> <p>収入未済の解消に向けては新たな取組が認められるが、収入未済は依然として増加していることから、速やかな解消に向けて取り組むこと。</p> <p>また、貸付けに当たっては当該貸付制度の趣旨を十分説明し、収入未済の発生防止に努めること。</p>
2		<p>民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等））については、関係機関と連携して収入未済解消に努めているものの、97,081,573円（かい分）と多額の収入未済が認められ、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>

b 留意すべき事項（収入未済17件）

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	健康福祉部 健康福祉指導課	<p>雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）25,603,158円（かい分）の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
2	健康福祉部 児童家庭課	<p>雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）15,762,270円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>
3	健康福祉部 障害福祉課	<p>民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））26,514,230円（かい分）の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。</p>

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
4	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）773,372,474 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
5	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）142,569,718 円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
6	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の農業改良資金元利収入（貸付金返納）就農支援資金元利収入（貸付金返納）及び雑入（違約金）86,255,031 円（うち、かい分 78,392,059 円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
7		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入 41,488,000 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
8	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,296,000 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
9	農林水産部 耕地課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）180,461,400 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
10	農林水産部 水産局漁港課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）145,706,658 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
11	県土整備部 県土整備政策課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金）163,991,520 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
12	県土整備部 道路整備課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）199,813,881 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
13	県土整備部 道路環境課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）292,390,669 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
14	県土整備部 河川整備課	雑入（独占禁止法違反業者に対する賠償金等）206,768,101 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
15	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）26,601,352円（かい分）の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
16	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）368,752,038円の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
17	教育庁企画管理部 財務施設課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）58,008,848円（うち、かい分16,641,614円）の収入未済について、多額であり、前年度と比較して増加していることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

平成 26 年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

- 平成 26 年度 上水道事業会計
- 平成 26 年度 造成土地整理事業会計
- 平成 26 年度 土地造成整備事業会計
- 平成 26 年度 工業用水道事業会計
- 平成 26 年度 病院事業会計

(2) 審査の手続

平成 26 年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第 3 条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、新地方公営企業会計制度への移行は適正になされているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成 22 年 4 月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿、証拠書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。予算の執行については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

- (a) 随意契約を始めとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まれない。
- (b) 平成 26 年度予算・決算から新地方公営企業会計制度が適用されたため、各会計における経営状況等を的確に把握できるよう、引き続き制度に則した会計処理に努められたい。
- (c) 平成 26 年度会計においては、不適正な経理処理は認められなかった。

今後も、職員にコンプライアンス意識を徹底させるとともに、適正な事務が行われるために、組織としての取組や体制を確立するなど内部統制の機能を強化し、引き続き再発防止に向けた取組を行われたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 792 億 5,309 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 695 億 1,431 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 54 億 3,198 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 348 億 3,427 万余円となった。

次に、損益については、収益は 742 億 1,409 万余円、費用は 658 億 9,080 万余円で、純利益が前年度に比べ 7 億 5,362 万余円増の 83 億 2,328 万余円となった。

収益は、新会計基準移行に伴う長期前受金戻入の計上により前年度に比べ 49 億 724 万余円増加している。

一方、費用は、新会計基準移行に伴い、減価償却費及びその他特別損失等の増加により前年度に比べ 41 億 5,361 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は、前年度に比べ 342 億 5,052 万余円増の 380 億 6,961 万余円、有価証券は、前年度に比べ 324 億 2,270 万余円減の 110 億 5,596 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 26 年度純利益は、前年度に比べ 7 億 5,362 万余円増の 83 億 2,328 万余円を計上しているが、これは新会計基準移行に伴う長期前受金戻入の増加が要因である。今後も「千葉県水道局中期経営計画 2011 (平成 23 年度～平成 27 年度)」を踏まえ、引き続き経営基盤の強化を図られたい。

(b) 布設後おおむね 40 年以上経過した経年管延長が更新延長を大幅に上回る状況にあり、また、耐震化率が約 17.5%と低いことから、整備については計画に基づき、より効率的な管路整備を図られたい。

(c) 的確な水需要予測に基づき、各事業の必要性・採算性等について十分検討し、過大な投資とならないよう施設整備を図られたい。

(d) 未収金については、水道料金の口座振替払及びコンビニエンスストアでの支払を推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づき、一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まれたい。

また、不納欠損処理については、今後も他の事業体の動向を注視するとともに関係部署との連携を密にし、適切な対応を図られたい。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れ抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 造成土地整理事業会計及び土地造成整備事業会計

a 造成土地整理事業会計における決算の状況

造成土地整理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が 207 億 3,469 万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が 603 億 4,142 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、長期貸付金収入の資本的収入が 12 億 5,000 万円で、工事費による資本的支出が 1 億 7,867 万余円となった。

次に、損益については、収益は 207 億 1,646 万余円、費用は 603 億 2,318 万余円である。この結果、396 億 672 万余円の純損失となった。

収益は、土地分譲の売却収益の減少等により営業収益が減少したものの、過年度損益修正益が増加したこと等により、前年度に比べ 14 億 6,351 万余円増加している。

一方、費用は、土地分譲原価の減少等で営業費用は減少したものの、新会計基準移行に伴い土地の評価損による特別損失が増加したこと等により、前年度に比べ 300 億 313 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は 242 億 3,163 万余円で、前年度に比べ 83 億 4,095 万余円増加している。

b 土地造成整備事業会計における決算の状況

土地造成整備事業会計における収益的収支決算額は、造成宅地売却収益、事業資産貸付収益等の事業収益が 42 億 1,194 万余円で造成宅地売却原価、一般管理費等の事業費用が 252 億 4,169 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、機構分担金収入等の資本的収入が 3 億 2,348 万余円で、工事費、公債費等の資本的支出が 101 億 8,475 万余円となった。

次に、損益については、収益は 42 億 1,190 万余円、費用は 252 億 1,802 万余円である。この結果、210 億 611 万余円の純損失となった。

収益は、宅地売却収益の減少等により、前年度に比べ 40 億 225 万余円減少している。

一方、費用は、造成宅地売却原価の減少等で営業費用は減少したものの、新会計基準移行に伴い土地の評価損による特別損失が増加したこと等により、前年度に比べ 128 億 8,072 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 257 億 8,709 万余円増の 299 億 1,817 万余円、有価証券は前年度に比べ皆減となった。

c 意見

(a) 造成土地整理事業及び土地造成整備事業の円滑な収束及び後継組織への引継ぎのため、次に掲げる事項について特に留意されたい。

- ・ 事業収束に向けた具体的な取組について、平成 25 年 7 月に策定した「企業庁造成土

地整理事業及び土地造成整備事業の清算取組方針」に従い、着実に実施されたい。

- ・ 長期事業収支見直しについては、随時見直しを行い、事業収束時までの資金収支を的確に把握するなど、保有資金の確保に努められたい。
- ・ 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。
- ・ 整備済みの公共施設等については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。

(b) 土地の分譲に当たっては、需要者のニーズに的確に対応するなど、一層の分譲促進に努められたい。

(c) 千葉北部地区新市街地造成整備事業について、平成 26 年 2 月に共同施行者の独立行政法人都市再生機構と締結した「千葉ニュータウン事業の清算に関する基本協定」及び関係覚書に基づき、未処分地の処分、資金の清算に努められたい。

(エ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 136 億 9,505 万余円で、浄配水費等の事業費用が 127 億 4,519 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 18 億 4,342 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 89 億 9,932 万余円となった。

次に、損益については、収益は 128 億 4,353 万余円、費用は 120 億 4,432 万余円で、純利益が前年度に比べ 15 億 6,424 万余円減の 7 億 9,921 万余円となった。

収益は、負担金等が減少したものの、長期前受金戻入等が増加したことにより、前年度に比べ 2 億 935 万余円増加している。

一方、費用は、減価償却費等が増加したことにより、前年度に比べ 17 億 7,359 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 96 億 8,489 万余円増の 145 億 8,090 万余円となった。

b 意見

(a) 近年、企業の受水廃止等により契約水量が減少傾向にあること、また、木更津南部地区の工業用水道料金単価の改定や房総臨海地区の経営負担金の改定により収益が減少していること、さらに、建設仮勘定の精算に伴う減価償却費の増加等、費用の増加が見込まれることから、新規需要の開拓による料金収入の確保に努めるとともに、一層の維持管理コスト等の節減により、経営の健全化を推進されたい。

(b) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地整理事業会計より平成 26 年度末で 295 億 4,533 万余円の借入残高があるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業

用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(c) 施設の老朽化の進行に伴う更新や施設耐震化の一層の強化については、中期経営計画（平成 25 年度～平成 29 年度）に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 446 億 7,391 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 468 億 7,391 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 29 億 5,153 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 40 億 3,624 万余円となった。

次に損益については、前年度までは黒字であったものの、当年度は収益 446 億 792 万余円、費用 468 億 1,190 万余円を計上し、純損失 22 億 397 万余円の赤字となった。

また、累積欠損金は平成 26 年度末で 110 億 7,837 万余円となっている。

収益は、入院収益が減少したものの、新たに長期前受金戻入を計上したことにより、前年度に比べ 7 億 7,951 万余円増加している。

一方、費用は、給与費及び旧東金病院の閉院に伴う減損損失が増加したことなどにより、前年度に比べ 31 億 6,328 万余円増加している。

また、貸借対照表について、流動資産である現金預金は前年度に比べ 2 億 6,762 万余円減の 119 億 877 万余円となった。

b 意見

(a) 平成 26 年度においては、純損失を計上したことから、今後の経営改善に向けて、「千葉県病院局中期経営計画(第 3 次)(平成 24 年度～平成 28 年度)」に基づき、一層の経営効率化・安定化を推し進めるとともに、各病院の実情に応じた改善策の着実な実施に努められたい。

(b) 未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、債権の適切な整理、制度管理の徹底に取り組まれたい。

なお、発生防止・回収対策の指針となる、病院局作成の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」については、記載内容に不足等が生じていることから、早急に見直しを行われたい。

(c) 患者負担の縮減や医療費抑制の観点から、ジェネリック医薬品の使用について、より積極的に取り組まれたい。

(d) 各病院における貯蔵品及び固定資産について、要領に定められた時期に実地棚卸、実査を行い、その数量・価格を適切に把握し、正確な財務諸表の作成に努められたい。

(e) 各病院における会計事務処理について、内部統制上の課題が多く見受けられることが

ら、法令等を順守した事務処理の徹底及び現行の会計制度に則した会計事務処理要領の改正が必要である。また、経験の浅い職員でも円滑に実務が遂行できるよう、組織体制の見直しや研修を実施するなど、事務の効率化に努められたい。

(f) がんセンターにおいて、平成 26 年度に判明した腹腔鏡下手術に係る死亡事例の影響により、同センターにおける患者数の減少と、それに伴う医業収支の悪化が見られたことから、平成 27 年 7 月 15 日に公表された同センターの 82 項目の改革事項を着実に実行し、一日も早い信頼回復に向けて取り組まれたい。

c 留意すべき事項（累積欠損 1 件）

	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院局経営管理課	平成 26 年度決算において、当年度純損失 2,203,975,551 円を計上し、依然として累積欠損金が 11,078,372,461 円と多額であることから、引き続き経営の健全化に取り組み、累積欠損金の解消に努めること。

基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

平成 26 年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

平成 26 年度 千葉県土地開発基金

平成 26 年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の手続

平成 26 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

平成 26 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,800,000,000 円である。

イ 美術品等取得基金

平成 26 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認める。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正に執行されていると認められる。

健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

平成 26 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手続

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	平成 26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	11.2 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	164.6 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率(3か年平均を比率として用いる)については11.2%であり、前年度(11.3%)と比べ0.1ポイント改善している。

将来負担比率については164.6%であり、前年度(179.3%)と比べ14.7ポイント改善している。

今後とも健全な財政運営に努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

平成 26 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の手續

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	平成 26 年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	- %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地整理事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 土地造成整備事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	- %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	- %	20.0 %

住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

平成 26 年度は 5 件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった 4 件を除き、1 件について監査を実施した。

件 名	結果の概要	備 考
知事に暁星国際学園の補助金に関する措置を求める住民監査請求	一部棄却、一部却下	平成 27 年 2 月 25 日 及び同年 3 月 13 日受付 平成 27 年 5 月 15 日公表

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、平成 26 年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマは、「県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について」とされた。

(2) 監査対象は、公益財団法人千葉県消防協会、公益財団法人千葉ヘルス財団、公益財団法人千葉県動物保護管理協会、公益財団法人千葉県青少年協会、公益財団法人千葉県文化振興財団、公益財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉、公益財団法人千葉県産業振興センター、公益財団法人かずさDNA研究所、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、防災危機管理部消防課、健康福祉部疾病対策課、健康福祉部衛生指導課、環境生活部県民生活・文化課、商工労働部経済政策課、商工労働部産業振興課、総合企画部国際課を対象として、監査が行われた。

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（平成 27 年 4 月 24 日第 13014 号）に掲載し公表した。

また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	千坂 正志	平成 22 年 4 月 1 日	-	平成22年4月1日から 非常勤 平成24年4月1日から 常勤 代表監査委員
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	-	非常勤
議選委員	阿井 伸也	平成 26 年 7 月 5 日	平成 27 年 4 月 29 日	非常勤
	堀江 はつ	平成 26 年 7 月 5 日	平成 27 年 4 月 29 日	非常勤
	木名瀬捷司	平成 27 年 5 月 15 日	-	非常勤
	天野 行雄	平成 27 年 5 月 15 日	-	非常勤

2 平成26年度監査計画

(平成26年7月9日決定)

1 はじめに

経済情勢の改善の動きから、税収増等により県歳入には回復の兆しが見えるものの、平成26年度末の地方債残高は3兆円を超える見込みであり、県財政は依然として厳しい状況である。一方で、東日本大震災からの復興、災害対策の強化、地域経済の活性化、医療・福祉の充実など、県政は多くの課題に直面しており、限られた人員や予算を最大限に活用しつつ、健全な行財政運営を確保することは極めて重要である。

公正不偏で独任制の執行機関たる監査委員が、公正で効果的な監査を実施することは、県の健全な行財政運営の実現に資することにほかならず、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、平成26年度監査計画を次のとおり定める。

2 基本方針及び重点監査事項

(1) 基本方針

現下の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を3に定める実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合規性、正確性の視点はもとより、経済性、効率性及び有効性の視点から積極的に検証するとともに外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に速やかに、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

(2) 重点監査事項

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 普通会計

a 収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

b 契約事務等について

委託事業、物品購入等の契約及びその履行確認が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか、また、物品の管理が適正に行われているかを確認する。

c 公共事業・工事の執行について

公共事業の繰越額の縮減に努めているか、工事の契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算執行が適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

a 契約事務等について

委託事業、物品購入等の契約及びその履行確認が法令等の趣旨に沿い適正に執行されているか、また、物品の管理が適正に行われているかを確認する。

b 工事の執行について

繰越額の縮減に努めているか、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算執行が適正に行われているかを確認する。

c 新会計基準の適応状況について

平成 26 年度予算及び決算から新会計基準が導入されることから、その適応状況について確認する。

イ 内部統制について

不正経理問題の教訓を踏まえ、適正な経理処理の徹底及び職員のコンプライアンス意識の浸透について検証を行うとともに、適正な事務執行が行われるために、組織としての取組や体制が確立されているかなど、内部統制の機能について監査を行う。

3 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 平成 26 年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、平成 26 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成 26 年 4 月 1 日現在の 483 機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表 1 のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものについて、監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 平成 25 年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適

切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- a 県の出資比率が 25%以上かつ事業規模 1 千万円以上の出資法人
- b 県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校
- c 県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- d 県の委託料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表 2 のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

（ 5 ）例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19 特別会計及び 33 基金並びに公営企業管理者所管の 5 特別会計及び 1 基金とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年 1 回（12 月）及び書面検査を年 3 回（6 月、9 月、2 月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

（ 6 ）決算審査

ア 普通会計

平成 26 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

平成 26 年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

また、新会計基準の適応状況についても確認する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

（ 7 ）基金運用状況審査

ア 平成 26 年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施

する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査と同時期に実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法等を定めて実施する。

4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているか把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本庁 普通会計	平成 27 年 8 月	平成 27 年 9 月
	公営企業会計	平成 27 年 7 月	
	出先機関	平成 26 年 9 月～平成 27 年 7 月	平成 26 年 12 月、 平成 27 年 2 月・6 月・9 月
財政的援助団体等監査		平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月	平成 26 年 12 月、 平成 27 年 2 月・6 月
決算審査	普通会計	平成 27 年 8 月	平成 27 年 9 月
	公営企業会計	平成 27 年 7 月	
基金運用状況審査		平成 27 年 8 月	平成 27 年 9 月
健全化判断比率等審査		平成 27 年 8 月	平成 27 年 9 月
例月出納検査		毎月 25 日とし、当該日以外に実施する必要がある場合は、月間の監査等計画で定める日	平成 26 年 12 月、 平成 27 年 2 月・6 月・9 月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、わかりやすく情報提供を行う。

また、講じた措置についても同様に公表及び情報提供を行う。

7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果及び講じた措置の公表及び情報提供を行う。

8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	102	102		102
	出先機関	341	160	181	341
	計	443	262	181	443
公 営 企 業 会 計	本 庁	15	15		15
	出先機関	25	18	7	25
	計	40	33	7	40
合 計	本 庁	117	117		117
	出先機関	366	178	188	366
	計	483	295	188	483

(注1) 本庁各課(局・室)の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、監査委員全員により実施する。

表 2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	33	19	4	23
私立高等学校	28	6	5	11
その他の援助 (補助)団体	19	4	0	4
指定管理者	17	4	0	4
計	97	33	9	42

(注) 実地監査は原則委員 2 名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。

千葉県の監査 - 平成 2 6 年度版 -

平成 年 月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町 1 - 1 千葉県庁南庁舎 6 階

電 話：043-223-3727 F A X：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>